

浅口市地域防災計画修正の概要

1 趣 旨

災害対策基本法など防災関連法令の改正、国の防災基本計画および岡山県地域防災計画など上位計画の修正等との整合を図るとともに、近年頻発、激甚化する風水害や地震等から得た教訓や課題、これらの災害と同時に行う新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた複合災害対応などを踏まえ、本市の防災体制および災害対策をより実効性の高いものとするべく、計画を修正するもの。

2 計画の概要等

(1) 位置づけ

浅口市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき浅口市防災会議が作成することとされている防災に関する総合的な運営計画である。

(2) 計画の概要

計画は、「総則」、「風水害等対策編」および「地震・津波災害対策編」を定め、災害の種別に応じた関係機関相互の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱としている。

また、上記を補完するため、「資料編」および「様式編」を作成している。

3 主な修正内容

(1) 災害対策基本法の改正に伴うもの

○避難情報の名称変更（第2編第2章第10節）

警戒レベルを付加

○避難勧告と避難指示の一本化（第2編第2章第10節）

発令基準および避難情報の判断基準の見直し

○避難行動要支援者の個別避難計画の作成の努力義務化に伴う項目を追加（第2編第1章第11節）

(2) 水防法の改正に伴うもの

○地域防災計画の位置づけに伴う要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化（第2編第1章第11節）

(3) 防災基本計画の修正や国の指針の改定

○安全な場にいる人まで避難の必要がないことや安全な場所の親戚・知人宅への避難も選択肢であることなど分散避難の理解促進（第2編

第1章第12節)

- (4) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴うもの
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表（第3編第4章）
- (5) 平成30年7月豪雨災害の県検証結果など県計画の改正に伴うもの
 - 住民に対する「自らの命は自らが守る。」意識の徹底や適切な避難行動の理解促進（第2編第1章第12節）、
- (6) 最近の災害を踏まえて県の計画改正に伴うもの
 - 正常性バイアス等の必要な知識を修得する実践的な防災教育等や避難訓練を実施（第2編第1章第9節）
 - 災害時にとるべき行動など、実践的な防災教育の推進（第2編第1章第12節）
- (7) 防災気象情報の活用
 - 早期注意情報（警報級の可能性）の活用（第2編第2章第2節）
- (8) 市の取組の反映
 - 災害時において自主防災組織が設置・運営する登録避難所制度の推進（第2編第1章第13節）
 - 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施（第2編第1章第9節）
- (9) 経年変化による市の体制等の変更
 - 市の部局の変更（本編、資料編）
 - 資料の更新（資料編）